

坂教生第 1010 号
令和 2 年 3 月 26 日

坂井市スポーツ少年団
本部長 長船 信弘 様

坂井市教育委員会

新型コロナウイルス感染対策に係るスポーツ少年団活動の今後の指針について(補足)

令和 2 年 3 月 25 日付坂教生第 1008 号にて「新型コロナウイルス感染対策に係るスポーツ少年団活動の今後の指針について」を通知したところですが、通常活動の範囲や留意事項について下記のとおり一部訂正および追加をしますので、周知方よろしくお願ひします。

また、これまでの通知を踏まえ、別途 [指導者編] [団員・保護者編] の留意事項をまとめましたので、こちらも周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 「通常活動の再開について」の文中の訂正

訂正前	訂正後
当面の間※は市外への遠征や市外チームを招いての試合等は自粛とする。 ※当面の間とは、現時点での判断として 4 月末日までとする。	当面の間※は対外試合等は自粛とする。市内チーム間の試合であっても自粛とすること。 ※当面の間とは現時点では期限を設けない。期限については、今後、教育委員会が判断するものとします。

[訂正の理由]

- ・対外試合は、①団員、指導者に加え保護者の移動も伴い、複数チームが集まることで、大人数により感染リスクを高める恐れがある。②団員は体調不良の場合でも試合なら出場したいとの気持ちが働くことで、自粛とします。
- ・「当面の間の期限」については坂井市内の中学校の部活動の留意事項に準じています。

2. 通常活動時の留意事項について 次の事項を追加します

- ・換気については、活動中の天気が雨風の場合もあるので、常時の換気が確保できない場合は 30 分から 1 時間ごとに通用口や窓を開放する等こまめな換気を行うこと。
- ・ボール等の用具の使用にあたっては宜、水洗いや消毒を実施すること。

坂井市教育委員会
生涯学習スポーツ課
電話 50-3162(直通)